

令和7年度利根老人ホーム自動販売機設置場所貸付 設置事業者募集要項

茨城西南地方広域市町村圏事務組合 利根老人ホーム(以下「ホーム」という。)は、自動販売機の設置場所について、ホーム施設を有効に活用する観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき公有財産を貸し付ける。

設置事業者の選定は、手続きの公平性及び透明性を高めることを目的とし、自動販売機の設置及び運営可能な事業者を募り、設置場所賃借料について一般競争入札により決定する。

設置を希望する事業者は、本募集要項及び令和7年度利根老人ホーム自動販売機設置場所貸付仕様書(以下、「貸付仕様書」という。)の内容を承知したうえ、必ず現地を確認し応募すること。

1 入札参加資格

次の資格を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 構成市町で示された契約に係る指名停止措置要綱等に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立てをしていないこと。
- (7) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (8) 下記10(3)で示すとおり、一般競争入札参加申請に必要な書類を提出すること。

2 入札に関する事項等

- (1) 件 名 令和7年度利根老人ホーム自動販売機設置場所貸付
- (2) 自動販売機の貸付位置及び貸付場所寸法等
 - ① 貸付仕様書の「貸付位置」及び「貸付場所寸法」のとおりとする。
 - ② 現況と貸付仕様書の内容に相違がある場合は、現況を優先する。

3 貸付期間

令和8年2月1日から令和12年3月31日まで4年2ヶ月間(更新なし)

ただし、施設の移転、修繕、改築等により上記期間が短くなる場合や設置場所の移動が生じる場合は、ホームが設置者に対して事前に文書で通知し、設置者はホームの指示に従うものとする。

4 販売商品の種類等

- (1) 販売品目 酒類、ノンアルコール飲料、カップ飲料を除く良質な飲料類とし、事前にホームと協議すること。ただし、貸付仕様書に販売種類を指定する場合においては、この限りでない。
- (2) 販売価格 標準販売価格（定価）から30円を値引いた価格とする。ただし、ホームが必要と認める飲料水等については、別途協議し設定することができる。

5 遵守事項

- (1) 禁止事項 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (2) 自動販売機本体
 - ① 貸付面積に収まる大きさとし、デザインは公序良俗に反しないもの及び著しく華美でないものとする。
 - ② 機種の設置は、貸付仕様書に記載のとおりとする。
 - ③ 災害対応型自動販売機の本体には、災害対応型であることを表示すること。
 - ④ 商品購入時に紙幣及び硬貨を使用できる機器とする。
- (3) 環境対策
 - ① 省エネ 「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種の設置に努めること。
 - ② ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種の設置に努めること。
- (4) 安全対策
 - ① 転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。ただし、アンカー止めは不可（禁止）とする。
 - ② 食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会制定）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
 - ③ 防 犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。また、屋内であっても「自動販売機の堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し犯罪防止に努めること。

(5) 管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を自動販売機本体に明記すること。

(6) 回収ボックスの設置及び空き容器の回収

回収ボックスは、プラスチック製蓋付きのものとし、販売飲料容器に応じたものを所定の位置に設置すること。また、回収ボックスから容器が溢れたり周囲に散乱しないよう定期的に容器を回収するものとする。また、回収ボックスに設置者名を明記すること。

6 費用負担等

(1) 賃借料 入札価格（年額）に消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

- ① 賃借料の納入については、年度ごとにホームが指定する方法で、期日までに納入すること。
- ② 消費税法等の改正によって消費税率等に変動が生じた場合は、契約の変更手続きを行うことなく、相当額を加減した賃借料とする。ただし、経過措置等を定める場合はこの限りではない。

(2) 設置及び撤去

自動販売機の設置、維持管理及び撤去（原状回復含む）に係る費用は設置者が負担すること。また、自動販売機には消費電力を計測するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る）を設置し、その電気配線工事に係る費用を負担するものとする。ただし、電力会社との直接契約が可能であるものについては、この限りでない。

(3) 電気料金

- ① 電気使用量を計測するための子メーターが示す月間電気使用量に、施設ごとの月額電気料金（基本料金含む）を基に算出した単価を乗じて得た額とする。
ただし、電力会社との直接契約が可能であるものについては、この限りでない。
- ② 年2回（9月、3月末日締め）、組合が指定する方法で、期日までに納入すること。
- ③ 子メーターの表示する月間使用電力量は、原則としてホームが調査するものとする。

(4) 売上手数料 ホームにおいては徴収しない。

(5) 売上等報告

毎月の売上げ本数（個数）及び売上げ金額を次のとおり年2回電子メールにて報告すること。

上半期分報告期限：10月10日（4月1日～9月30日分）

下半期分報告期限：4月10日（10月1日～3月31日分）

7 貸付場所の返還

契約満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置者の責任と負担により原状回復を行い、ホームによる確認を受けなければならない。

ただし、ホームが原状回復を要しないと認める場合はこの限りでない。

なお、解除による納入済みの賃借料は還付しない。

8 特記事項

(1) 自動販売機による事故

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、ホームの責に帰さない事由による場合は、設置業者が補償すること。

(2) 商品・機種等の盗難・破損

ホームは、自らの責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、設置業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置業者が負担するものとする。

(3) 設置台数の見直し

本契約履行期間中において、自動販売機を追加（増設）することはない。

(4) その他

この要項の定めのほか、運営や使用に関し疑義が生じたときは双方協議のうえ解決を図るものとし、協議が整わないときは、ホームの解釈により決定するものとする。

9 設置事業者募集要項及び申請書類等の配布日時

(1) 設置事業者募集要項、貸付仕様書及び申請書類一式

令和7年10月以降に、当施設のホームページの「利根老人ホームからのお知らせ」欄に「令和7年度利根老人ホーム自動販売機設置事業者募集について」を掲示するので、添付ファイルから必要な書類をダウンロードすること。

(2) その他の書類

契約時に必要となる書類は、電子メール等により配布する。

10 参加申請

一般競争入札に参加を希望する事業者は、申請書類一式をホームに提出し、参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請期間（及び現地確認期間）

令和7年10月28日（火）から令和7年11月5日（水）までの、午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 申請場所

茨城西南地方広域市町村圏事務組合 利根老人ホーム
〒306-0404 茨城県猿島郡境町大字長井戸1687番地
電 話：0280-87-2120（直通）
FAX：0280-87-4885
メール：tonehome@ibarakiseinan.or.jp

(3) 申請書類（各1部提出）

	提出書類	様式等	該当する事業者		
			法人	個人	既設業者
①	一般競争入札参加申請書（自動販売機設置用）	様式第1号	○	○	○
②	誓約書	様式第2号	○	○	○
③	取扱商品提案書	様式第3号	○	○	×
④	契約の実績一覧・営業実績一覧	別表1及び2	○	○	×
⑤	委任状	様式第4号	△	×	△
⑥	印鑑登録証明書		○	○	○
⑦	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		○	×	○
⑧	身分証明書（市町村発行のもの）		×	○	×
⑨	国税に未納がないこと証する納税証明書（個人事業者は「その3の2」法人は「その3の3」		○	○	○
⑩	市町村民税に未納がないことを証する納税証明書		○	○	○

《注意事項》

- a ⑤の様式第2号「委任状」△は、法人のうち、支店又は営業所名で入札に参加申請する場合において、⑥、⑦、⑨、⑩が取得できない場合、本店からの⑤を添付し、本店名の書類を提出できるものとする。
- b ⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩については、発行後3カ月以内の原本とする。
- c 既設業者とは、令和7年度において当ホームに自動販売機を設置している事業者をいう。

(4) 申請方法

申請期間内に、申請に必要な書類を申請場所に持参又は郵送すること。
なお、提出書類は返却しない。

(5) 現地確認方法

現地確認を行う際は、事前にホームに連絡し、日程を調整したうえで行うこと。

1.1 参加資格の確認等

ホームにおいて上記10(3)の申請書類により入札参加資格の有無を確認し、参加資格を有する者へ令和7年11月12日(水)に入札資格確認通知書を発送するものとする。

1.2 質疑書及びその回答

入札の内容等に質疑がある場合は、次にとおり質問提出期間内に質疑書(様式第5号)を10(2)に記載してある申請場所へ提出すること。

(1) 質疑提出期間

令和7年11月20日(木)の午前9時から午後4時まで(必着)とする。

(ただし、正午から午後1時までの間を除く)

(2) 提出方法 質疑がある場合、FAX又は電子メールによる。(ホーム側の受信を確認する)

(3) 質疑書の回答

① 回答日 令和7年11月28日(金) 午後1時から3時まで

② 回答方法 質疑者へはFAX又は電子メールで回答、質疑者以外の方はホームにて閲覧。

1.3 入札の方法及び開札の日時

(1) 入札価格

① 入札書に記載する金額は、年額(1年間分・消費税抜き)とする。

② 落札価格は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算したもの(1円未満の端数切捨て)とする。

(2) 入札方法

① 封筒及び入札書の記載方法

ア. 封筒 ・ 封筒は、下記の図を参照すること。

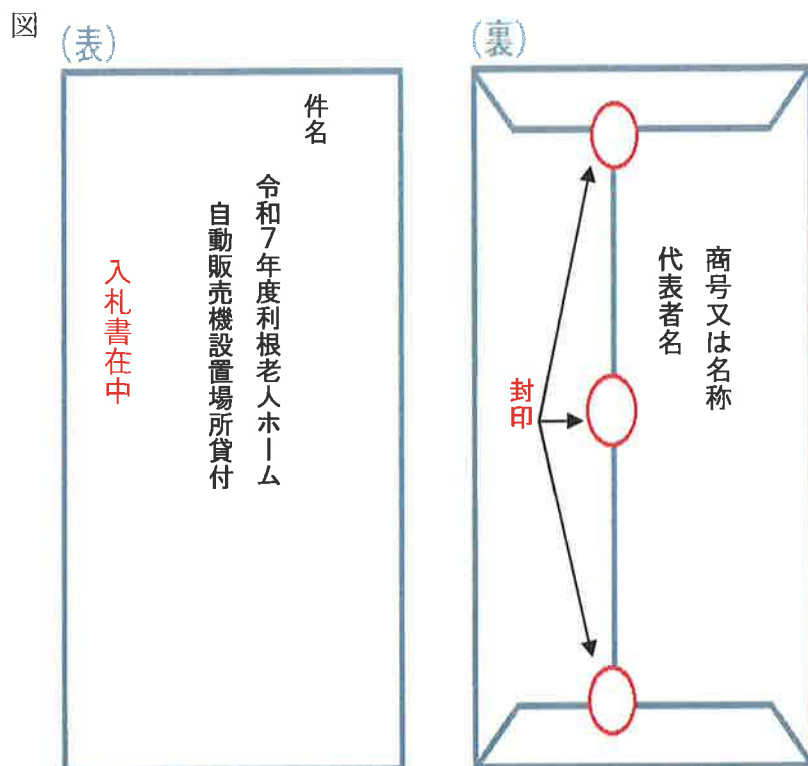
・ 封筒の大きさは、任意とする。

イ. 入札書 ・ 様式第6号を使用すること。

② 提出方法： ホームに持参又は、郵送すること。

③ 費用負担： 入札書の作成等に要する費用は、全て事業者の負担とする。

④ 提出期間： 令和7年12月4日(木)から令和7年12月10日(水)
午前9時から午後4時まで



※1 封印は代表者印、社印、事業者の印等によるものとする

※2 封筒内には、入札書以外の書類等を同封しないこと。

(3) 入札書の無効

- ① 参加資格のない者が提出した入札書
- ② 2以上の入札書を提出した者
- ③ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札書
- ④ 上記13(2)の規定によらない入札書
- ⑤ 封筒に記載された内容と入札書に記載された内容が異なる入札書
- ⑥ 入札金額、氏名、印影の誤脱又は識別しがたい入札書及び金額を訂正した入札書

(4) 予定価格 非公開とする。

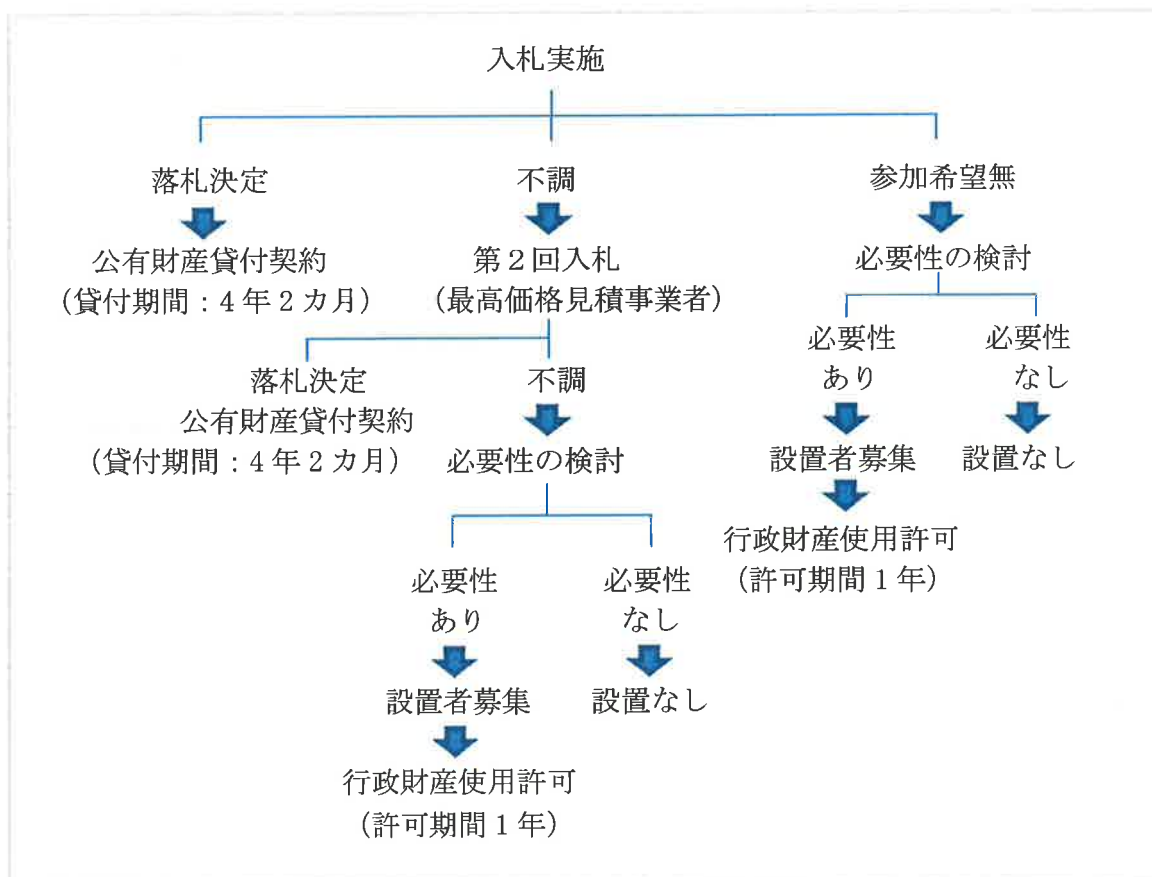
(5) 開札の日時及び場所等

- ① 日時・場所 令和7年12月12日(金)午後2時30分から 利根老人ホーム会議室
- ② 開札は公開によるものとし、本入札参加事業者のみ傍聴することができる。開札を傍聴する場合は、出席者本人の名刺、身分証明書等を持参し来場すること。
- ③ 開札の立会人は、担当課以外の職員を充てるものとする。

(6) 落札者の決定方法

- ① 組合が設定する予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札書を提出した事業者とする。
- ② 複数物件のある施設については、取り分け方式とし、一方の物件を落札した場合には、当該落札業者並びに同一飲料メーカー取扱い事業者が提出した次の物件の入札書は無効とする。
- ③ 同価の入札書が2者以上になった場合は、立会人によるくじ引きにより落札者を決定する。
- ④ 予定価格に満たない場合は、最高価格の入札書を提出した事業者が当ホームの指定する期限までに第2回目の入札書を提出するものとする。第2回目入札においても予定価格に達しない場合は入札不成立とする。

(7) 不調または参加者無しの場合の取り扱い（フロー）



1 4 入札結果公表

結果については、落札者に速やかに連絡し、契約手続きについての説明を行う。また、利根老人ホームにて閲覧することができるものとする。

1 5 問い合わせ先

茨城西南地方広域市町村圏事務組合 利根老人ホーム

電話：0280-87-2120

FAX：0280-87-4885

令和7年度利根老人ホーム自動販売機設置場所貸付仕様書

茨城西南地方広域市町村圏事務組合 利根老人ホーム

貸付場所	所在地	設置 台数	設置位置	貸付場所寸法（面積）			月平均売上 本数実績	R7.9.1現在	
				幅 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)	(2024.4 ～2025.3)	入所者数	職員数
利根老人ホーム	境町大字長井戸1687番地	1	施設建物内 1階食堂前 (現況と同じ)	1.56	0.90	1.40	663本	44名	14名

販売商品の種類	商品販売価格	現況	設置条件
飲料水 (酒類・ノンアルコール・カップ飲料を除く)	標準販売価格（定価）の 30円引き	自動販売機設置有 (A社)	ユニバーサル デザイン型

- 特記仕様
1. 貸付面積については、本仕様書と現況で相違がある場合は、現況を優先する。（転倒防止器具、放熱余地等を含む）

2. 商品購入時に、紙幣、硬貨を使用できること。

公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人 茨城西南地方広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）と
借受人（以下「乙」という。）とは、
次の条項により公有財産（以下「財産」という。）の賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、その所有に係る次に表示する財産を乙に貸し付ける。

貸付場所	所在地	貸付面積
利根老人ホーム	茨城県猿島郡境町大字長井戸1687番地	1.40㎡

（賃借料）

第2条 賃借料の年額は、円に消費税法等に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税を加算した額（円未満切捨て）とし、消費税法等の改正等により税率に変動が生じたときは、当該契約の変更を行うことなく、変動した税率を乗じて得た消費税等を加算するものとする。ただし、消費税法等において経過措置等が施行されるときは、その措置等に従うものとする。

（貸借期間）

第3条 貸借期間は、令和8年2月1日から令和12年3月31日までとする。

（財産の用途）

第4条 乙は、貸借物件（以下「物件」という。）を自動販売機の設置及び運営の目的に使用するものとし、令和7年度利根老人ホーム自動販売機設置場所貸付設置事業者募集要項を遵守し、当該目的以外の目的のために使用してはならない。

（物件の引渡し）

第5条 甲は、第3条に定める貸借期間の初日に、第1条に定める物件を乙に引渡す。

（自動販売機の設置等）

第6条 自動販売機の設置及び撤去の日は、甲乙協議の上、貸借期間内において甲が指定する日とする。

2 乙は、乙が設置する自動販売機の電力を計量する子メーター（電気計器）を設置し、その設置費用を負担するものとする。ただし、電力会社との直接契約が可能であるものについては、この限りでない。

（賃借料の納入）

第7条 乙は、貸借期間内の各年度において、賃借料の年額を、甲が指定する方法により期限までに納入しなければならない。

2 甲は、既に納入された賃借料は還付しない。ただし、甲の都合によりこの契約を解除したとき、その他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（電気料金の納入）

第8条 乙は、賃貸期間内の各年度のうち甲が指定する月（9月、3月）末締めにおいて算定する自動販売機の運営に係る電気料金を、甲が指定する方法により期限までに納入しなければならない。ただし、乙が電力会社と直接契約を締結しているものについては、この限りでない。

2 前項に規定する電気料金は、乙が設置した子メーターが示す月間電力使用量に、甲が契約する施設の月額電気料金（基本料金含む）を基に算出した単価を乗じて得た額の6ヶ月分を合算した額とする。ただし、令和7年度は、令和8年2月から3月までの2ヶ月分を合算した額とする。

（賃借料等の納入遅延に係る違約金）

第9条 乙は、賃借料又は電気料金を、甲が指定する期限までに納入しなかったときは、遅延日数に応じて、納入すべき額に年14.6%を乗じて得た額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第10条 自動販売機の設置及び維持管理、撤去に要する費用は、全て乙の負担とする。

ただし、甲が撤去を必要しないと認めた場合はこの限りでない。

（管理責任）

第11条 乙は、善良な管理者としての責任及び注意をもって物件を維持管理しなければならない。

（報告等義務）

第12条 乙は、この契約締結後速やかに自動販売機の管理等の担当者を定め、自動販売機の管理関係等に関する届出書を甲に提出しなければならない。自動販売機の管理等の担当者に変更があったときも同様とする。

2 乙は、貸借期間内の毎月末締めにおいて、自動販売機の売上げ本数及び金額を、年2回（上半期分・下半期分）を翌月の10日までに、甲に報告しなければならない。

（甲の承認を要する行為）

第13条 乙は、物件において、自動販売機の改良又は変更等をしようとするときは、甲に対して、その旨を事前に文書で通知し、甲の承認を得なければならない。

（かし担保）

第14条 乙は、この契約締結後に物件に数量の不足又は隠れたかしがあることを発見しても、甲に対して賃借料の減免若しくは損害賠償を請求することができない。

（禁止事項）

第15条 乙は、物件の使用権を第三者に譲渡又は転貸若しくは担保の目的に提供してはならない。

（賠償責任）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を及ぼしたときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、損害の発生を防止し、損害を及ぼしたときは、第三者にその損害を賠償しなければならない。

（解除事由）

第17条 甲は、次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が自ら使用するときのほか、国、県又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。

（期間満了及び契約解除の通知）

第18条 甲は、貸借期間が満了するときは、期間満了の1年前から6か月前までの期間に、乙に対してこの契約が終了する旨を文書で通知する。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除することを決定したときは、乙に対してこの契約を解除する旨を文書で通知する。

(原状回復及び物件の返還)

第19条 乙は、貸借期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、自らの費用負担により物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第20条 乙は、前条の規定により物件を返還するときは、乙が負担した改良費等の有益費及びその他の費用の請求権を放棄するものとする。

(契約に要する費用)

第21条 この契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の解釈)

第22条 この契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈により定めるものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 古河市下大野2248番地

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

管 理 者

印

乙 (住所)

(氏名)

印